

いじめの重大事態 調査結果報告書（答申）を受けての所見

2024年3月20日
被害生徒保護者

目次

I、事実と内容の相違点

II、いじめ認定を受けより明確にして欲しかった点

III、学校が行った a および b の対応について説明を頂きたい点

IV、調査終了をうけガイドラインに沿った説明を求める点

V、被害生徒保護者として、浜松市教育委員会・学校に望むこと

いじめの重大事態 調査結果報告（答申）を受けての所見

令和6年1月31日提出 いじめの重大事態 調査結果報告（答申）を受け被害者A保護者（以下、私共と記します）として所見を提出させていただきます。

まず、この報告書作成に第三者委員会の皆さまならびに、第三者委員会事務局の方々が、時間を費やし準備・調査・検討していただいたことに感謝申し上げます。

いじめと不登校との因果関係、いじめ認定では被害者の心情をくみ取っていただいていると感じています。

しかし、調査報告 P24 ページでのご指摘通り X 中の記録作成、情報共有、引継ぎの不備や調査報告 P26 ページ重大事態の認定までの浜松市教育委員会指導課の対応の中で事実と内容が異なる点について、述べさせていただきたいと思います。

I、【事実と内容の相違点】

- ① 調査報告 P4 「色々と任されて仲間外れ」になるのではなく、度を超えた負担を任せられ対応に苦慮していたのが事実である。仲間外れと感じた事柄は、調査報告では取り上げられていないことである。
- ② 調査報告 P4 「K 顧問も自分の努力を評価してくれなかった。」とあるが、努力の評価を求めたのではなく被害生徒 A の悩みを理解せず否定したことを訴えたことが事実である。
- ③ 調査報告 P10 「作業負担が集中していた時期は、中学 2 年に進級後」とあるが 1 年次からあったことが事実である。
- ④ 調査報告 P11 令和 3（2021）年度に先輩へのプレゼントを作る際 生徒 A に負担をかけたことの項目について、学校側からの聞き取りの際、常に受け身的な行動・責任転換のような発言を 1 部生徒たちにされ、それに対しての対応に苦慮していた中の「1 つ」として学校側に相談した事柄である。報告書で負担とされていることに相違があり、この件をいじめとして私共は、訴えてはいないのが事実である。
- ⑤ 調査報告 P13 ソックスの項目も同様にチームで色をそろえることになっていた点については私共の訴えであったが、事実確認する内容が「学校調査書からの判断だった」という点で調査する内容に相違がある。
- ⑥ 調査報告 P2, 15, 19, 20 何度も学校に行けなくなった理由に「クラスの雰囲気嫌だ」「クラスの問題」との記述がある。また P15「保護者も当初クラスの問題だと考えていた」との記述もある。しかし、本人から「クラス」と限定した訴えは当初からしておらず「もう集団の中で頑張れない」と集団の中での不安を訴えていた。部活動での負担については、2021 年 12 月三者面談でも学級担任であった K 顧問にも伝え、登校できなくなった 1 月 17 日以降も部活動内での困りごとを伝えている。

この「クラスの雰囲気嫌だ」という記述は、私共から提出した時系列表でも記載がないので学校側記録からの判断だと思われる。行けなくなった理由に「クラス」と限定した訴えは私共からはしていないので事実と相違がある。

調査報告 P19 「同年2月2日、生徒A母は来校した際、K顧問に「授業よりも部活動の方が参加しやすいのではないかと伝えている。」との記載がある。私共から「クラス」に限定した訴えはしていないので、この記載も学校側記録からの判断と思われる。「部活動に参加できなければ、集団での不安は解消できないからクラスに戻ることはできない」という趣旨の話を伝えていたのが事実である。

- ⑦ 調査報告 P33 には、「SC との面談記録に部活動の相談は出ていない」とあるが顧問が被害生徒の悩みを理解していないことやB～J 生徒たちとのトラブルについて、調査報告 P2 にもあるように〇〇（部活動種目）がしたくてX 中に入学した為、〇〇出来ない環境になっているのは、「ツライ」と2022 年1 月・2 月内のSC との面談で相談したと私共は、記憶している。それをSC が受けK 顧問、M 生徒指導主事に伝え学校側が動きいじめ認知して対応するとなった経緯がある。よって、「面談記録に部活動の相談は出ていない」の記載に相違がある。
- ⑧ 調査報告 P16 双方の関係が悪化し「結果として生徒A は、中学卒業まで、部活動やオンライン授業への参加しできなくなった。」とあるが、いじめ行為がある中で部活動には参加しており、本来部活動でやりたかったことは出来なかった。本来の学びを得ることのできないオンライン授業でもあり、部活動もオンライン授業も参加したとしても満足できないものであったことが事実である。
- ⑨ 調査報告 P19 「K 顧問が自分の悩みを理解してくれないことに対する不満ももっていた。」とあるが、被害生徒A の心情に対する表現として「不満」ではなく「不安・不信任感」であるのが事実である。
- ⑩ 調査報告 P20 話し合う場の進め方について、「X 中は、生徒A の要望に基づき」とあるが、この話し合う場は私共から要望したものではなく、学校側（K 顧問）からの提案を私共が受け入れたのであって事実と相違する。

以上、調査報告の中で事実と相違する事項である。

また、この第三者委員会による調査目的がP6 ア～エの4 点について明らかにするということは理解しているがいじめ行為を受けた生徒、保護者として私どもがより明確にして欲しかった点についても述べさせていただきます。

Ⅱ、【いじめ認定を受けより明確にして欲しかった点】

調査報告 P9 以降委員会が検討し、いじめ認定した行為

- (3) 令和4（2022）年6 月18 日に鍵を閉めて生徒A とK 顧問が中に入れないようにした

こと

- (4) 令和 4（2022）6 月 21 日以降にあった体育館ビロティに置いてある生徒 A の荷物から離すように荷物を移動したこと
- (5) 令和 4（2022）年 6 月中体連夏季大会直前の練習中や大会期間中に行われた行為
- (6) 令和 4（2022）年 6 月開催された中体連夏季大会中の行為

これらの件はいじめとして認定はされています。事務局からは、学校からの報告で調書がとれているとの説明がありました。しかし、調査ではその行為をみていたであろう第三者からの聞き取りは、改めて行われませんでした。いじめの認定が調査目的である為その場において行為を目撃していた第三者の証言は必要なかったかもしれませんが、当時の状況や信ぴょう性をあげる為にもアンケート調査や聞き取りも実施して事実確認していただきたいかったです。

A、調査報告 P12（3）の項目で「鍵は閉めていないと説明したこと」、調査報告 P12（4）の項目で「最悪と言っていない。」、調査報告 P13（5）の項目で「生徒〇〇数人が「ない」と述べた行為、調査報告 P14（6）のウの項目で「生徒〇は、生徒 A だけでなく自分も撮っていないと説明した。」、エの項目で「生徒〇が、〇副顧問が生徒 A に〇〇タオルを渡したと説明したことやその他の生徒は分からないと述べた」など、生徒 B～」からの聞き取りをふまえた記載がありますが、私共の記憶とは相違があり事実と違う発言をしています。

B、調査報告 P24 に次のような記述がある。「生徒 A の欠席日数や 3 月の話合う場以降、生徒 B～」のうちの何人かが部活動に出られないこと、・・・」。調査報告では、6 月の行為に焦点を置いて検討していました。しかし、4 月後半から部活動の参加をはじめた生徒 A を避ける行為の延長で部活動に出られないのではなく、意図的に参加していない状況だと私共は認識しています。

上記 A、B どちらの事柄も第三者の証言から事実確認をして頂き、いじめ行為の実情をより明確に調査していただきたい点です。その理由は、以下の点にあります。

調査報告 P32 にあるように、この調査については、「法第 28 条に則っていじめ行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったのか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に解明すること。」とある。

それを受け第三者委員会では、「1、日々の個の捉えを生かす取組 2、部活動への対応 3、法令等に則った組織的対応の周知徹底 4、市教委の早期介入」をあげており、

どれも調査をした結果の必要な提言であると感じる。

しかしながら、調査結果通り、学校・教育委員会の対応だけでなく、どのようないじめ行為を行い続け、聞き取り調査で述べたことの信ぴょう性など関係生徒の背景事情を知り解明することも重要であると感じます。調査報告では、学校側対応の不満をいじめ行為の原因としているが、関係生徒の特性の理解がなければ、今後同じような事例が起きた時に、教職員がどのように対応するべきか方法が分からず同じことが繰り返されると感じる。

以下の理解しがたい学校・教育委員会の対応はなぜ起きているのでしょうか？

今後の対応の検討と説明を求めます。

Ⅲ、【学校が行った a 及び b の対応について説明を頂きたい点】

a, (3) 令和 4 年 (2022) 年 6 月 18 日に体育館の鍵を閉めて生徒 A と K 顧問が中に入れなようにした行為を生徒 B～J の保護者数人を学校が呼び黙認させている。

この対応は 6 月 18 日だけでなく生徒 A が練習参加している 6 月 11 日にも私共に事前説明なく学校は行っている。事後説明では、呼び出した保護者に現状を確認させる為だったとのことだったが生徒 A に (6 月中体連大会当日 2 日間も同様だが、) 学校側、関係教員達がいじめ行為を止めることなく行為をあびせ続けた対応に怒りを感じます。

a の学校対応に対し、理解できないため改めて説明を求める。

●なぜ学校がこのような対応をすることになったのか？

●なぜ教育委員会にも事情を訴えたにもかかわらず動かなかったのか？

b, 卒業間際 3 月 13 日に、いじめをなかったことにされたくないという生徒 A の気持ちを汲み取って学校内で「いじめはあった。学校は対応できなかった。今後このようなことはないようにします。」という内容の書面を読み上げてもらえることになっていた。

しかし、この簡易的文章も読み上げを予定していた当日に「第三者委員会から、2 次被害の恐れがあることから中止するように。」との説明で読み上げしてもらえなかった。

b の第三者委員会の判断とされた件について、教育委員会から 2024 年 3 月に確認した説明によると

当時、調査中であり加害生徒に傷つきがみられるとの報告がありそれを受け教育長が判断したとの説明があった。

b の一連の対応の疑問についての説明を求める。

●まず、生徒 B～J が何に？どのように？傷ついているのか？傷つきについては卒業間際の加害側の聞き取りからの判断であるとのことだが、調査が終了した時点でもこの認識に

変わりはないのか？

●いじめの行為を受けたのは私共であり当時、学校も教育委員会もいじめを認知している。文章を読み上げる対応は、加害生徒への指導がないまま卒業を目前とし、せめてもの対応としてお願いしたものでした。文章の読み上げを止める対応が、加害者擁護になり被害生徒の自死の可能性なるという判断はなかったのでしょうか？

Ⅳ、【調査終了を受けガイドラインに沿った説明を求める点】

この調査報告書は「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って行われているとの説明を受けています。

いじめ重大事態の調査に関するガイドラインには、以下の通り記載されています。

第1 学校設置者及び学校の基本姿勢

（基本的姿勢）

○学校の設置者及び学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者（以下「被害児童生徒・保護者」という。）のいじめの事実関係を明らかにしたい、何があったかを知りたいという切実な思いを理解し、対応に当たること。

第7 調査結果の説明・公表

（被害児童生徒・保護者に対する情報提供及び説明）

○法第28条第2項は「学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他必要な情報を適切に提供するものとする。」と規定しており、被害児童生徒・保護者に対して調査に係る情報提供及び調査結果の説明を適切に行うことは、学校設置者又は学校の法律上の義務である。被害児童生徒・保護者に対する情報提供及び説明の際は、このことを認識して行うこと。

いじめ重大事態の調査に関するガイドラインには以上の記述がありまた、（被害に対する情報提供及び説明）の項目の中には、いたずらに個人情報保護を盾に情報提供及び説明を怠るようなことがあってはならない。との記述もある。

事務局の説明では、この調査報告の説明は加害者側にも伝えるとのことですが生徒ら及びその保護者がどのような反応であったのか、理解であったのかなど、また、出欠の有無についても私共に伝えることができないとの説明を受けました。

いじめが認定されても加害側について何も知ることが出来ず、被害者である生徒Aの気持ちの整理になる加害行為の理由や、学校対応の説明など、被害者の安全確保の為にできる必要な情報を調査報告の説明で得ることができません。法令通りに対応をしているという

事務局からの再三の説明は聞いていますが、今も苦しみを持ち続けている「被害者の支援」・「被害者を守る」という観点から上記ガイドラインを教育委員会は、どのように解釈しているのか理解に苦しみます。第三者委員会による調査は、法に則り公平性・中立性を確保し行うものという事務局の説明は理解しますが、調査報告の説明において、いじめが認定されても被害側が知りたいことを知れないのは、被害側からみれば加害者擁護です。学校・教育委員会にはガイドラインに基づき誠意ある説明を改めて求めます。

いじめ重大事態の調査に関するガイドライン 第9 調査結果を踏まえた対応として（被害児童生徒への支援、加害児童生徒に対する指導等）・（再発防止、教職員の処分等）という項目もある。

（被害児童生徒への支援、加害児童生徒に対する指導等）

○調査結果において、いじめが認定されている場合、加害者に対して、個別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、被害生徒への謝罪の気持ちを醸成させる。加害児童生徒に対する指導等を行う場合は、その保護者に協力を依頼しながら行うこと。また、いじめ行為について、加害者に対する懲戒の検討も適切に行うこと。

の記載に対してどのように教育委員会は、どう対応されるのでしょうか？

卒業しているから何もできないとの事務局からの説明でしたが、今後のいじめ対応に生かすための調査であるならば、ガイドラインに沿って本気で出来ることを実施するべきではないでしょうか？この報告書を受け、全ての方が浜松市教育委員会の対応に注視しています。何もしないというのは、加害者らの逃げ得を認めることになるのではないのでしょうか？このガイドラインに沿った教育委員会の具体的な対応の説明を求めます。

（再発防止、教職員の処分等）

○学校の設置者及び学校におけるいじめ事案への対応において、法律や基本方針等に照らして、重大な過失等が指摘されている。場合、教職員に対する聴き取りを行った上で客観的に事実関係を把握し、教職員の懲戒処分等の要否を検討すること。また、学校法人においても、法人としての責任を果たすべく、これらを含めた適切な対応を検討すること。

この項目についてもどう対応されるのでしょうか？

調査結果には、学校・教育委員会の法に則った対応がされていなかったと指摘されています。ガイドラインに沿って教職員の懲戒処分等の要否を検討し、その結果と理由の説明を求めます。

最後に調査報告を受け被害生徒保護者として望むことを述べさせていただきます。

V、【被害生徒保護者として、浜松市教育委員会・学校に望むこと】

調査報告（答申）の最後の言葉は、「また、市教委には、できうる限りの対処するために、各課で連携していくことを求める。」とあります。

間違った対応を教育委員会・教職員で自らあぶり出していただきたい。

大人も間違ったらしっかり「ごめんなさい」が出来ることを私共の子供に示して頂きたいと強く希望します。

生徒Aは、いじめ行為でも傷つきましたが大人である教職員の対応に大きく傷つき今も全ての苦しみからは解放されていません。

いじめ行為を見て見ぬふりされた生徒の気持ちを想像してください。

所見 P6 にも、「被害生徒の自死の可能性」に触れさせてもらいましたが、この件を通して関係する大人に足りない認識は「被害生徒への想像力」だと感じます。

いじめは、どこでも起こりうることだと私共は認識しています。まさか、重大事態になるような事案に当初なるとは考えていませんでした。いじめ行為を継続する相手があり、対処する組織対応があつての、私共の苦しみです。

調査報告 P28 以降には、再発防止に向けた提言がされています。

まず、提言通り法令に則った対応が今後されていくことを望みます。

調査報告 p37 では、被害生徒への支援体制の充実にも触れられています。

今回、この結論がでるのに長い時間、待つことになりました。

その間、何度私共は、学校・教育委員会へ対応のお願いをしたでしょうか？

苦しみ続ける子供を前に、とにかく時間がかかり過ぎます。

今回のようなことが2度とないよう調査報告 市教委と市長部局との連携 P36 に例と示されている自治体の様な市教委と独立した市長部局への「いじめ防止専門委員会」なる組織の整備を早急をお願いしたい。問題に速やかに対応できる環境ができ児童生徒が救われ、教職員の負担が減らせるのであれば整備しない理由はないと思います。

出来ない理由を探さず、覚悟を持って実行していただきたい。

また、不登校の対応として現行の全日制高等学校への入試制度では、進学の際に大きく影響する出席日数や成績についてより柔軟に対応していただけるように選択肢を最初から用意していただきたい。

いじめ対応だけでなくその点においても学校側の対応に苦慮したこともお伝えしておきます。

学びの確保と保証もあらゆる方法を使い工夫し、その選択肢も広げていただきたい。

内部だけでなくあらゆる第三者の意見・当事者・専門家の意見も取り入れ今こそ大きく教育委員会は変わるべき時にきているのではないのでしょうか？

机上の変化や枠組みの変化だけでなく、各課各部署の関係各位の皆さん教職員の意識・行動が変わり、大人の対応によって子供が傷つくことがない組織になるよう願います。今後も、第三者に指摘されなければ、間違いを認められず行動できない組織では今回の調査の意味はないと思います。

今回所見として、事実との相違点や関係生徒の背景事情を解明する重要性についても述べさせていただきましたが、調査中は何も答えられないとされる点や結論に時間を有する再調査は、被害者生徒と保護者には苦痛でしかありません。

しかし、所見で説明を求めた点については、お答えいただけるようご配慮お願いします。今後、提言通りにやっていただけるであろう教育委員会が取り組む具体的な対応策についても注視していきたいと思いますが、市長をはじめあらゆる方がこの学校で起こった出来事に関心をもち不登校の原因の1つであるいじめの早期発見と対応がなされるよう尽力していただけたらと思います。

以上をもって、いじめの重大事態 調査結果報告（答申）を受けての所見とさせていただきます。

この結果がでるまでの間、教育委員会皆さんの中には親身に耳を傾け寄り添っていただけた方がいたことも事実です。その方々には、今一度感謝申し上げます。

2024年3月20日

被害生徒保護者